

登園許可書

組 園児名

平成 年 月 日生

上記の者は、下記○印の学校伝染病が軽快し、かつ当保育園における感染症の登園基準により、伝染病の予防上、支障がないと認め 年 月 日より登園を許可します。(ただし、以下の基準に達した場合でも、園児の健康状態を総合的に観察し、保育園での集団生活に適応できる状態に回復していない等、医師の判断により登園を延期することができる)

平成 年 月 日 病院名
 医師氏名

新宿保育園 園長殿

病 名	登 園 の め や す
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
風疹(三日ばしか)	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になってから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状が消え、2日経過してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性角結膜炎(はやりめ)	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111等)	症状が治まり、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
インフルエンザ	発熱後5日間および解熱後3日経過してから